

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 5 号の規定による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(扶養手当)	(扶養手当)
第7条 ……略……	第7条 ……略……
2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u> (2)～(6) ……略……	2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者 <u>又は届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「配偶者」という。）</u> (2)～(6) ……略……
3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。 (1) 職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）を除く。）の扶養親族である配偶者 <u>又はパートナーシップ関係の相手方、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。）</u> 6,000円	3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。 (1) 職員（別表第1の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）を除く。）の扶養親族である配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円

<p>(2) 行(1) 4級職員の扶養親族である配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 3,000円</p> <p>(3)略.....</p> <p>4略.....</p> <p>第9条略.....</p> <p>2略.....</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1)及び(2)略.....</p> <p>(3) 扶養親族である配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級職員が行(1) 4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族である配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級職員以外のものが行(1) 4級職員となった場合</p> <p>(5)略.....</p> <p>4及び5略.....</p> <p>（住居手当）</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)略.....</p> <p>(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員かつ前号に定める年齢の要件を満たす職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上</p>	<p>(2) 行(1) 4級職員の扶養親族である配偶者、父母等 3,000円</p> <p>(3)略.....</p> <p>4略.....</p> <p>第9条略.....</p> <p>2略.....</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1)及び(2)略.....</p> <p>(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級職員が行(1) 4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級職員以外のものが行(1) 4級職員となった場合</p> <p>(5)略.....</p> <p>4及び5略.....</p> <p>（住居手当）</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)略.....</p> <p>(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員かつ前号に定める年齢の要件を満たす職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの</p>
--	--

<p>の家賃を支払っているもの</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の4 勤務場所の変更の命令又は在勤する勤務場所の移転（以下「変更命令等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、変更命令等の直前の住居から変更命令等の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める基準以上である職員にあっては、その額に、14,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 及び 4 ……略……</p>	<p>2～4 ……略……</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の4 勤務場所の変更の命令又は在勤する勤務場所の移転（以下「変更命令等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、変更命令等の直前の住居から変更命令等の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める基準以上である職員にあっては、その額に、14,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3 及び 4 ……略……</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。